

## 特定給食施設及びその他の給食施設開始届記入上の留意点

特定給食施設開始届は、盛岡市健康増進法施行細則第 2 条及び盛岡市特定給食施設等指導要領で定められているものであり、特定給食施設及びその他の給食施設における給食事業の開始日から 1 月以内に当該施設所在地の保健所長に届け出なければならないこととなっているものです。

### 1 予定給食数

(1) 定員等の定めがある施設の場合

病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設等の各食ごとの予定給食数は **許可病床数又は入所定員数**とし、**おやつ及び検食・保存食数は含めない**。

この場合、許可病床数又は入所定員数の欄にも該当数を明記すること。

(2) 給食数が日々変動する施設の場合

1 日予定給食数計は、想定される 1 か月間延べ給食数を給食日数で割った数とし、各食ごとの予定給食数は、1 日の延べ食数を 1 日当りの給食回数で割った数とする。

(3) 施設が本来対象とする者以外に食事を提供している場合

原則として、予定給食数には含めないものとする。

### 2 管理栄養士及び栄養士の員数

(1) 給食施設に配置されている常勤及び非常勤の管理栄養士及び栄養士であって、施設側と委託側別に栄養業務に従事している者の配置数を計上する。

(2) 管理栄養士及び栄養士が複数の給食施設を兼務する場合は、勤務場所が主となる施設にのみ計上すること。